

第2章

認識の時期や収益の額、廃止制度に留意 収益認識に関する 法人税の実務ポイント

KPMG 税理士法人 河崎 元孝
税理士
KPMG 税理士法人 佐藤 慶治

収益認識に関する 会計基準への税務 上の対応

企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」等（以下、「新会計基準」という）の導入を受けて、2018年度税制改正では、法人税法における収益認識に関する規定が整備された。これらの規定は、経過措置を除き、2018年4月1日以後に終了する事業年度から適用される。なお、実務上の取扱いの詳細は、今後、法人税基本通達および財務省の解説（本稿執筆時点において、いずれも未公表）等により明らかにされる予定であるが、現状、次のような方針で整備されると予想される。

なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。

- ・新会計基準における履行義務の充足により収益を認識するという考え方は、法人税法上の実現主義または権利確定主義の考え方と齟齬をきたすものではないため、改正通達には、原則として新会計基準の考え方を取り込んでいく。
- ・一方で、新会計基準においても、過度に保守的な会計処理や恣意的な見積りが可能な会計処理については、公平な所得計算の観点から問題があるため、税独自の取扱いを定める。
- ・中小企業については、引き続き従前の企業会計原則等に則った会計処理も認められることから、従前の取

扱いによることも可能とする。

収益認識の 時期・収益の額

これまで法人税法における収益の認識については、各事業年度の所得の金額の計算の通則を定めた法人税法22条等のほか、主に法人税基本通達のために依拠していたが、本年度の改正により、収益の額に関する規定（法22の2）が新たに設けられ、収益認識の時期および益金の額に算入する収益の額が法令上明確化された。

(1) 収益認識の時期

① 原則

資産の販売もしくは譲渡または役

務の提供（以下、「資産の販売等」という）に係る収益の額は、別段の定めがあるものを除き、原則として、目的物の引渡しまたは役務の提供の日（以下、「引渡し日」という）の属する事業年度において益金の額に算入することとされた。「引渡し日」には、検収日のほか出荷日、作業終了日等も含まれると解される。

② 近接日

図表1の場合には、「引渡し日」に近接する日（以下、「近接日」という）の属する事業年度において、資産の販売等に係る収益の額を益金の額に算入することとされる。

「近接日」の例示として、法人税法

(図表1) 近接日の属する事業年度で、収益の額を益金の額に算入するケース

ケース① 資産の販売等に係る収益の額について、公正妥当な会計基準に従って、「近接日」の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合
ケース② 以下のいずれにも該当する場合 ・資産の販売等に係る収益の額について、公正妥当な会計基準に従って、「引渡し日」または「近接日」の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合に該当しない ・「近接日」の属する事業年度の確定申告書に、その資産の販売等に係る収益の額の益金算入に関する記載がある